

足場の組立て等の業務に係る特別教育

ご 案 内

青森労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会 青森県支部
(略称：建災防)

足場からの墜落・転落災害防止対策について、平成27年3月に労働安全衛生規則の一部が改正され、平成27年7月1日から施行されました。

主な改正の内容としては、足場の組立て等の作業に係る業務に就く者への特別教育の義務化、足場の組立て等の作業時の墜落防止措置等の強化、作業床の墜落防止措置の強化、元請等の点検義務強化などで、本教育修了者でなければ作業に従事できません。

1. 開催日時、会場及び定員等

日 時：令和8年9月24日(木)

8:55 ~ 16:10

会 場：黒石建設会館 2階 「大会議室」

定 員：40名

締 切 り：9月15日(火)までにお申込みください。

締切り日以前でも定員に達した場合、受付を終了いたします。

2. 受講料

受講時間	合 計 (消費税込み)		内 訳	
			受講料	テキスト代
6 時間	会 員	8,935 円	8,000 円	935 円
	非会員	10,045 円	9,000 円	1,045 円

※ テキストは講習当日にお渡しします。

3. 講習科目及び時間

講習科目名	時間
足場及び作業の方法に関する知識	3 時間
工事用設備・機械・器具・作業環境等に関する知識	30 分
労働災害の防止に関する知識	1 時間 30 分
関係法令	1 時間
計	6 時間

本教育を修了された方は、修了証を即日交付いたします。

4. 受講対象者について

足場の組立て・解体又は変更の作業に係る業務に従事する者

下記に該当する者は、本教育の受講を省略することができます。

- ・足場の組立て等作業主任者修了者
- ・建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した者、居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した者等足場の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第109号）第1条各号に掲げる者
- ・とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者
- ・とび科の職業訓練指導員免許を受けた者

5. 申込方法（実施分会へ）

人数が少ないと延期または中止になる場合もあります。

申込み希望の方は、まずはお電話でお問合せください。

(1) 提出書類

下記の書類等を郵送または窓口にて、ご提出ください。（FAX 不可）

受講申込書	・ ホームページより印刷し、必要事項をご記入ください。 ・ 旧姓等の併記の希望する方は、旧姓を使用した氏名又は通称を確認できる書類を添付ください。 （例：現姓と旧姓が記載された戸籍謄本又は住民票）
写 真 1 枚	・ 胸上タテ 3 cm × ヨコ 2.4 cm、1 年以内に撮影した 背景無地・無帽・正面・上三分身のものを申込書に貼付けてください。

(2) 受講料

前納制になります。窓口か、現金書留にて納付ください。

	支 払 先
窓 口	建設業労働災害防止協会 南黒分会
現金書留	支払の際は、お釣りの無いようにお願いいたします。

申込完了後、「受講票」を FAX またはメールいたします。

FAX が無い方はメールでお送りいたしますので、申込書へアドレスをご記入ください。

領収書の再発行は行っておりませんのでご注意ください。

6. 注意事項

(1) 講習の日時及び会場は、お間違いないようご注意ください。

(2) 講習開催日の 1 週間前以降のキャンセル及び欠席の場合は、返金できません。

連絡も無く欠席した場合は、テキストの送付もできませんのでご了承ください。

(3) 受講当日、会場受付にて本人確認をいたします。「受講票」と一緒に、身分証明書の原本（運転免許証、マイナンバーカード等）をご提示ください。

(4) 業務規程により受講時間が定められており時間厳守といたします。

遅刻・途中退席された方には修了証の交付ができません。

(5) 携帯電話による通話及び操作は休憩時をお願いいたします。

(6) 筆記用具（鉛筆又はシャープペン、消しゴム、マーカー等）は各自ご用意ください。

7. お問い合わせ・申込先

◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 南黒分会

〒036-0331 黒石市八甲 69-17 黒石建設会館内

TEL 0172-52-3417 FAX 0172-53-1268

